

南九州市住み替え住宅リフォーム補助金交付要綱(令和2年告示第219号)

(趣旨)

第1条 この告示は、本市に移住定住を希望する者の住宅希求に対応し、定住化の促進、自治会及び市内経済の活性化を図るため、市内建築業者を利用して、住宅性能向上等のリフォームを行う者に対し、市が住み替え住宅リフォーム補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住定住 永住を前提として本市に住民登録をし、かつ、生活の本拠を本市に有することをいう。
- (2) 住宅 1戸建て住宅、共同住宅、店舗付き住宅であって、居住用として機能を有しているもので延床面積50平方メートル以上のものをいう。ただし、プレハブ等の簡易な住居は除くこととする。
- (3) リフォーム 住宅の機能回復、設備改善に係る改修、若しくは増築又は改築をいう。
- (4) 市外居住者 本市外に1年以上居住し、かつ、本市内に転入しようとする者又は転入後60日以内のものをいう。
- (5) 子育て世帯 申請日において、義務教育を終了するまでの子ども(以下「補助対象児」という。)を有し、生計を一にする世帯をいう。
- (6) 市内建築業者 南九州市内に本社を有する建築業者又は個人事業者をいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金は、本市に移住定住することを目的として住宅のリフォームを行う者で、次の各号のいずれにも該当するものに交付する。

- (1) 自治会に加入し、自治会活動に協力しようとする者
- (2) 住宅のリフォーム後、速やかに当該住宅に入居し、引き続き5年以上居住しようとする者
- (3) 現に本市内において、維持管理を行っている住宅を所有していない者
- (4) 住宅の移転補助又は移転補償の対象となった住宅の代替えとして住宅のリフォームを行おうとするものでない者
- (5) 令和3年4月1日以降に、市内建築業者と工事請負契約の締結がなされたリフォームであること。
- (6) 南九州市住宅取得補助金交付要綱(平成19年南九州市告示第96号)及び南九州市移住定住促進対策補助金交付要綱(平成21年南九州市告示第50号)による補助金又はこの告示による補助金を受けたことのない者

2 市内居住者が、現に居住する住宅のリフォームを行う場合は、補助対象外とする。

3 市外居住者が転入し、リフォームを行う場合は、第1項第3号の規定にかかわらず補助金を交付できるものとする。

4 前項において、本人又は配偶者とその父母との売買契約によって取得した住宅は補助対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、リフォームに係る工事に要する200万円以上の費用とし、住宅設備機器や家具、電化製品、調度品等の購入に要する費用は含まないものとする。

2 本事業以外の助成制度と併せて工事する場合にあつては、次に掲げる費用及び補助対象経費を控除したものを本事業の補助対象経費とする。

- (1) 南九州市空き家登録促進事業補助金交付要綱(平成30年南九州市告示第120号)の補助金を受ける場合 家財道具その他の造作の撤去、運搬及び処分に関する費用
- (2) 南九州市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成19年南九州市告示第81号)の補助金を受ける場合 浄化槽設置に係る補助対象経費の額
- (3) 南九州市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱(平成29年南九州市告示第32号)の補助金を受ける場合 耐震改修工事に係る補助対象経費の額(補助金の額)

第5条 補助金の額は、20万円とする。ただし、子育て世帯については、限度額を10万円加算する。

2 前項における補助金の額は、補助対象経費の1割を限度とする。

3 補助金の額に1万円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅のリフォームの工事請負契約日以降、リフォームの施工前に、住み替え住宅リフォーム補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) リフォームに係る見積書の写し
- (3) リフォーム施工前の状況写真
- (4) 位置図及びリフォーム内容の分かる図面
- (5) 世帯全員の住民票(謄本)
- (6) 自治会加入確認書(第2号様式)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める交付申請期限は、市外居住者に限り、転入後60日以内の申請であらばそれを経過していた場合も有効とし、リフォームを完了した日から1年以内とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に住み替え住宅リフォーム補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(補助金の変更申請等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた申請者が、全体事業費の変動に伴い補助金の額を変更しようとするときは、住み替え住宅リフォーム補助金交付変更申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認する場合において、前条の規定により通知した補助金交付決定通知の補助金の範囲内において承認するものとする。

3 市長は、前項により第1項の申請を承認したときは、住み替え住宅リフォーム補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(完成報告書)

第9条 前2条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、住宅のリフォーム工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに完成報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム施工前と対比可能な施工後の状況写真
- (2) リフォームに係る工事代金の支払いを証明できる書類の写し
- (3) 世帯全員の住民票(謄本)
- (4) 自治会加入確認書(第2号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、完成報告書を受領したときは、その内容の審査及び現地調査を行い、適正に実施されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に住み替え住宅リフォーム補助金交付確定通知書(第7号様式)により通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、市長に住み替え住宅リフォーム補助金請求書(第8号様式)を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、虚偽の申請により補助金の交付を受けたと認めるとき又は補助金の交付を受けた者が第3条第1項第1号及び第2号に規定する要件の履行ができなくなったときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、返還額は、補助金の額から、補助金の額に同居年数(1年未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。)を5で除した数を乗じて得た額を差し引いた額(1万円未満の端数はこれを切り捨てる。)とする。

(補助金返還免除)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が天災等真にやむを得ない事情により第3条第2号に規定する要件を履行できなくなったと認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

2 補助金の返還免除を受けようとする者は、住み替え住宅リフォーム補助金返還免除申請書(第9号様式)に理由書及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、住み替え住宅リフォーム補助金返還免除申請書の提出があつた場合はその内容を審査し、補助金の返還免除を行うことが適当であると認めたときは、当該申請をした者に住み替え住宅リフォーム補助金返還免除通知書(第10号様式)により通知する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

南九州市住み替え住宅リフォーム補助金の申請・交付にあたり、本要綱のすべてを承諾いたします。

令和 年 月 日

氏名